

業務指示書

インド国トリプラ州持続的森林管理事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年7月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年7月31日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：持続的森林管理に関する水土保全関連業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／水土保全・流域管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水土保全、流域管理に関連する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業・園芸栽培促進】

- 1) 類似業務の経験：農業、園芸栽培、焼畑、アグロフォレストリーに関連する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林管理・生物多様性保全・エコツーリズム】

- 1) 類似業務の経験：森林管理、保全、生物多様性保全、エコツーリズムに関連する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等。（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月4日 12時
 - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
 - (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
 - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

第3 業務実施上の条件5. 現地再委託に記載する

①自然環境関連及び社会経済関連にかかる情報収集調査、②生活実態調査、③安全管理対策調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.73920 円, US\$1 = 112.1850 円, EUR1 = 127.430 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 8月10日(木) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)本部 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水土保全・流域管理
農業・園芸栽培促進
森林管理・生物多様性保全・エコツーリズム

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.49 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年8月23日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

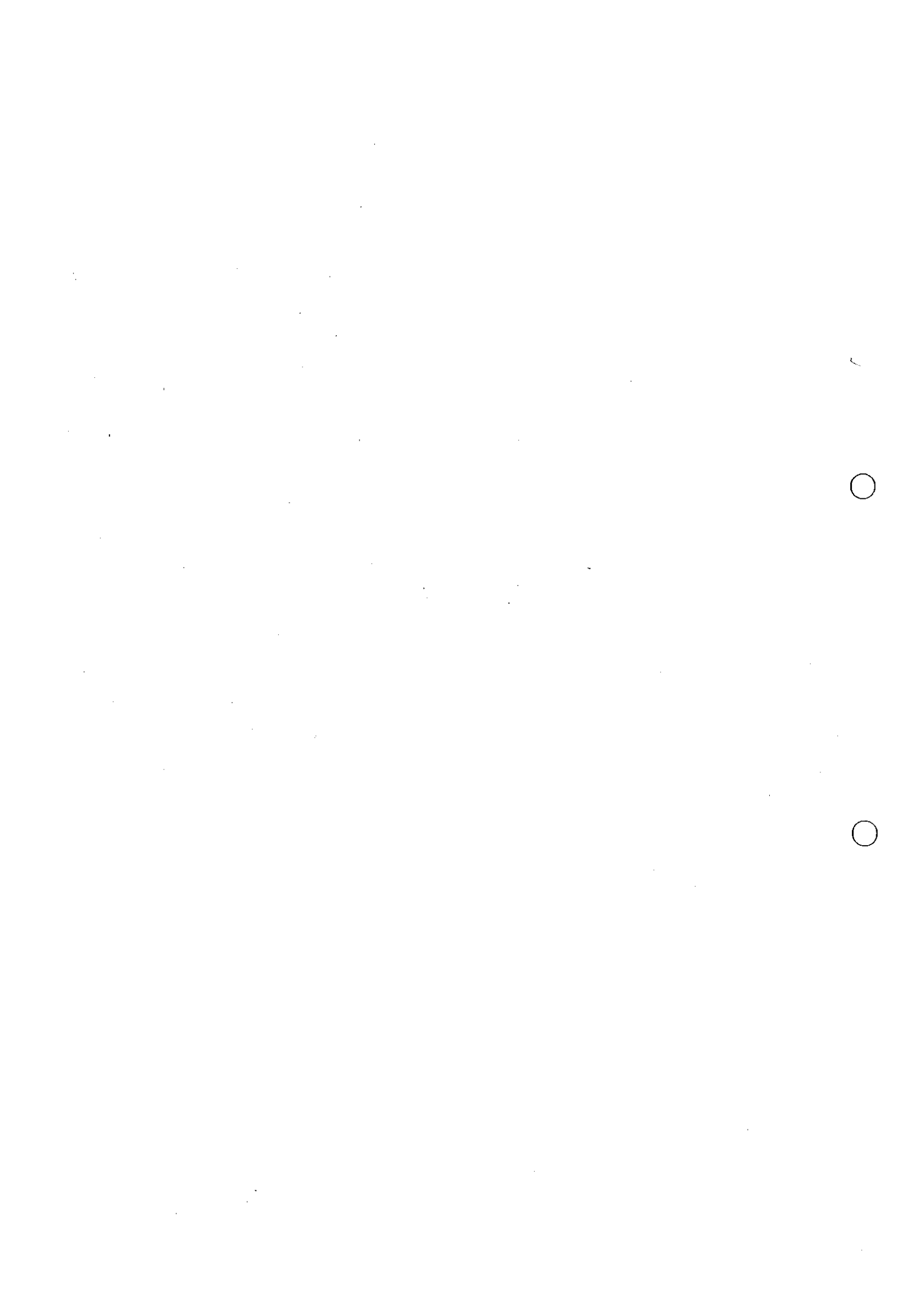
9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国トリプラ州持続的森林管理事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水土保全・流域管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業・園芸栽培促進	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 森林管理・生物多様性保全・エコツーリズム	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

インドにおける森林面積は、植林に代表される森林保全活動の実施により1990年代に比べ増加傾向にあり、2015年には森林被覆率は21.3%となっている。他方、違法伐採や過剰採取等に起因し、森林劣化の状況は改善されておらず、森林面積に占める疎林率は42.8%（2015年）に上る。森林周辺には貧困層を含む多くの人々が居住し、家畜飼料や薪炭などの生活資材や収入源を森林に依存している。森林の劣化は、こうした人々の生活を脅かすと同時に、森林の有する水源涵養や土壌保全等の機能低下を引き起こし、洪水等の自然災害や農業用水の不足による農作物の収量低下の原因となる。このような状況は、近年の人口増加により顕著なものとなっており、住民の生活と密接な関係を有する森林劣化状況の改善による森林の保全が喫緊の課題となっている。

かかる状況に対し、インド政府は「Green India Mission」（2014年策定）において、持続的な森林管理及び生態系保全等を目的として、10年間で500万haの森林面積の拡大と森林の質の改善、1,000万haでの生物多様性保全・流域保全、森林周辺住民300万戸の生計向上等を目標に掲げている。併せて、共同森林管理組合の能力強化及び住民組織と行政の協力による適切な森林管理体制構築を図ることとしている。

トリプラ州はインド北東部に位置する州で、人口367万人（2011年）を有しており、うち貧困人口は52万人（14.1%）である。また、州面積の約60%（2015年）が森林に覆われている森林資源が豊かな州であることから、林業及び農業は同州にとっての主要な産業となっている。労働人口の42%（2011年）が林業を含む農業部門に従事しており、住民の森林への依存度も高い。他方、同州は山間部に位置し三方でバングラデシュと国境を接しているため、人の移動及び物資の輸送の制約を抱えているとともに、インフラの未整備による他州からのアクセスの悪さ等にも起因して、同州の産業成長が遅れている。同州の森林に関し、森林地内で伝統的に実施されている移動焼畑は同州の森林劣化の主な原因となっており、生物多様性にも深刻な影響を及ぼしている。同州政府も「指定部族とその他の伝統的森林居住者に関する法2006年」に基づき、森林に居住する住民に対してエコツーリズムやアグロフォレストリー等の代替生計手段を提供する等、積極的に移動焼畑の拡大を防ぐ対策を取っている。その一環として、2007年より実施されている円借款「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」（以下「フェーズ1」という。）では、463共同森林管理組合に対して移動焼畑に代わる生計手段を提供し、2011年から2015年の間に密林面積は4Km²拡大した。しかし、同事業対象地域外での移動焼畑による森林及び生物多様性

への影響はいまだに深刻であり、2011年から2015年にかけて州森林面積は166Km²減少した。これはインド国内において、州面積に対する森林面積の減少率が全国で3番目に高い値となっており、水源涵養機能の低下や土壌流出を招いている。よって、林業及び農業が同州産業の根幹を担っている現状において、森林劣化対策が喫緊の課題となっている。

かかる状況において、インド政府より「トリプラ州持続的森林管理事業」（以下「本事業」という。）の要請がなされた。本協力準備調査（以下「本調査」という。）は、インド政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な事項の調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

トリプラ州持続的森林管理事業

(2) 事業目的

本事業は、トリプラ州において森林生態系及び水土保全活動、代替生計手段創出活動を実施することにより、森林の質の向上を図り、もって同州の環境保全及び地域住民の生計向上に寄与するもの。

(3) 事業概要

(ア) 森林生態系保全活動（植林、育苗等）

(イ) 水土保全活動（チェックダム建設、土堰堤の建設等）

(ウ) 代替生計手段創出活動（特用林産物生産活動、エコツーリズム活動等）

(エ) 実施体制強化活動（実施機関職員、共同森林管理組合及び自助グループの能力強化等）

(オ) コンサルティング・サービス（実施管理等）

(4) 対象地域

トリプラ州

(5) 関係官庁・機関

実施機関：トリプラ州森林局（Forest Department, Government of Tripura）

3. 業務の目的

本事業について、当該事業の背景と目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集及び分析を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本事業は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時、十分に JICA と協議を行うこと。

また、本調査で検討・策定した事項が、実施機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。加えて、提案されているもの以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、JICA 及び実施機関と十分に協議を行うこと。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となる予定のため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。また、円借款事業の審査に当たり、項目の追加が必要となった場合、契約変更にて調査依頼する可能性がある。

- (ア) 事業の背景と必要性
- (イ) スコープ
- (ウ) 事業実施体制
- (エ) 運営／維持・管理体制
- (オ) 事業費
- (カ) 調達・施工方法
- (キ) 運用・効果指標

(ク) 環境社会配慮

なお、事業費については、実施機関の財政能力やフェーズ1の事業進捗に伴う予算執行状況等を考慮の上、予算規模を検討しJICAに提案する。提案にあたっては、検討プロセス及び提案根拠を明確に提示すること。

(3) コスト縮減策の検討

当該円借款候補案件の概算事業費算出にあたっては、以下の(ア)～(エ)を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策(含む効果など)については、JICAと協議し、その結果を様式ア～ウにとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善2007」別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

(ア) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

① 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

② 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

③ 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

(イ) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

(ウ) 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

(エ) 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(4) フェーズ1との整合性と相違点の確認

本事業において提案されているコンポーネントはフェーズ1のものをほぼ踏襲しているが、本調査を通じてフェーズ1の成果及び教訓を確認し、その結果を本事業に反映させ、フェーズ1の後続案件としての事業効果の最大化を図る。各コンポーネントについては、本事業内での位置付け及び事業目的との整合性を明確にすることで、フェーズ1と本事業の違いについて整理する。本事業の検討にあたっては、フェーズ1で有効であったとされる共同森林管理アプローチを前提とするが、それ以外のアプローチを検討する際には、その必要性和妥当性を明確に提示する。また、フェーズ1で実施した共同森林管理の活動につき、その持続性の担保と更なる活動展開を目的として、必要に応じて追加的な支援を検討する。

(5) 本事業における森林保全と流域管理の位置付け

本事業の事業目標は森林保全との位置付けがなされているが、事業活動対象は流域単位とする旨実施機関と確認をしている。フェーズ1では、地元住民のニーズに基づき流域保全活動を実施したが、本事業においては、森林保全を目的として、事業活動対象地域選定の段階で流域を活動対象の単位とすることで、フェーズ1に比べてより流域保全に資する事業となっている。本調査を通じて、流域管理活動のインパクトや活動がモニタリング可能か否か等を考慮し、森林保全と流域管理の位置付けを改めて整理する。

(6) 移動焼畑耕作の代替手段の検討

フェーズ1で実施された移動焼畑耕作の代替手段提供については、主に農業及び生計手段確保の観点から実施された。本調査を通じて、農業、生計手段の確保以外の燃料や家畜飼料確保等の観点から、移動焼畑耕作の代替手を他州及び他国で導入されている活動等を参考に検討する。

(7) 水土保持活動の詳細計画策定について

詳細計画については、本調査開始後、現地踏査及び収集したデータに基づき策定する。提案されている堰堤の工法や設置箇所については、フェーズ1の教訓等を活かし、溪床勾配変化等を考慮し技術的根拠に基づいた提案を行うこと。なお、同州の河川干害状況、浸食状況を示した地図、流域ごとの土地利用状況に関するデータは第一次現地調査までに提供する。

(8) 水土保持を目的とした植林の効率性

本事業では、植林やチェックダムの建設などを通じた流域内の土砂生産の抑制を事業目的の一つとして検討しているが、トリプラ州東部に分布する第三紀層の露岩地帯では、主な土砂生産源が地すべりであると考えられる。このため、同地帯の位置を特定し、そこでの土砂生産の実態（土砂生産の種類や程度・規模等）を把握することで、水土保持を目的とした植林の効率性を検討する。検討の結果、効率性が低いと判断された場合には、その検討分析過程を明確に提示しJICA及び実施機関に詳細を説明した上で当該地域を水土保持の対象外とするか否かを協議する。

（９）コミュニティ開発活動に関する資金フロー・管理及び融資適格・非融資適格にかかる整理

コミュニティ開発活動に関する資金フロー・管理につき、対象地域における実状を踏まえ、持続可能なスキームを検討し、実施機関と協議を行う前にJICAと対処方針につき協議し、合意を得ること。事業費の支出項目につき、コミュニティ開発活動に限らず、JICAの円借款に係る運用方針に基づき、融資適格・非融資適格にかかる整理を適切に行い、実施機関と協議を行う前にJICAと対処方針につき協議し、合意を得ること。

（１０）フェーズ１で設置された施設の持続性の検討

フェーズ１で設置されたエコツーリズム施設、非木材林産物（Non-Timber Forestry Product。以下「NTFP」という。）センター、コミュニティ共同施設（Community Common Facility Centre。以下「CCFC」と言う。）（mini-CCFCを含む）等は、現在は森林局からの資金配賦を前提に運営されており、本事業でもその活用が見込まれている。これらの施設について、本事業完了後の運営管理体制、財源の確保等を含む持続性について検討する。その際に、森林局のこれらの施設への関与、責任の所在等を明確にする。

（１１）出口戦略の検討

（１０）で検討したフェーズ１で設置した施設の持続性の検討に加えて、出口戦略として事業完了後のその他の活動の持続性について検討する。財政的な持続性、実施管理体制、モニタリング体制等については、各現場の状況に即じた提案となるように留意する。また、水土保持活動については、実施機関及び関連部局には、流域保全に関する技術体系が確立していないことが想定されるので、本事業の実施を通じた流域保全に関する計画策定能力強化の方策を検討する。

(12) ローカル・コンサルタントの活用及び現地再委託の活用

本調査業務では、広範に及ぶ事業対象候補地について地域ごとに詳細な情報収集及び課題分析が求められる。そのため現地調査に際してはトリプラ州もしくは当該セクターに精通したローカル・コンサルタントを積極的に活用し、調査を実施すること。また、迅速かつ効率的な業務遂行を目的として、現地再委託を活用する。

(13) 実施機関による事前情報収集結果の分析

実施機関は、本事業の効率的、効果的な審査に資するため、自ら関連情報の収集整理を行うことを検討している。本調査の初期段階において、実施機関にその結果を確認し、本調査実施の過程で参考材料とする。

(14) 調査スケジュール

トリプラ州では2018年の前半に選挙の実施が予定されているが、詳細なスケジュールは公開されていない。選挙の実施により調査スケジュールを大幅に見直す必要がある場合には、JICA及び実施機関と調整の上、柔軟に対応をすること。

(15) JICAへの調査報告

調査の進捗は案件形成に影響を与えることから、懸念点が明らかになった場合は直ちに報告をし、調査の進捗は一月に一回テレビ／スカイプ会議を用いて報告をする。日程調整は、調査の進捗に応じて2週間前を目途に行うこと。これらの会議への実施機関の参加は、会議毎にJICAと事前に調整を行う。

6. 業務の内容

上記「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

第一次国内作業

(1) 事業背景にかかる情報収集

(ア) インド森林セクターにおけるJICAの既往案件の各種報告書、各種インパクト調査及びジェンダー調査報告書、「森林セクター基礎情報収集・確認調査」、「インド国北東州農業セクターに関する情報収集・確認調査」報告書の内容確認及び本事業に活用可能な教訓や提案事項を整理する。

(イ) 実施機関が作成予定の最終報告書を通じて、フェーズ1の成果を確認し

教訓を抽出する。

- (ウ) 2017年1月に西ベンガル州で開催された第9回 Annual Workshop on Forestry and Natural Resource Management Projects の報告書の内容・提言を確認し、本事業で採用すべき事項を検討する。
 - (エ) 「平成26年度国別ジェンダー情報整備調査（ジェンダー分析）ジェンダープロファイル」及び「インド森林資源管理におけるジェンダー主流化支援」報告書の内容・提言を確認する。
 - (オ) 本事業の Detailed Project Report (DPR) で説明・提案されている内容を確認し、上記(ア)～(エ)で得られた情報・教訓等も踏まえ、調査コンセプト及び内容、事業目的に基づく調査方針、最適な調査項目、効果的な調査方法及び効率的な作業計画を検討する。
 - (カ) インドの社会経済概況及び同国森林セクターの開発政策、組織体制、過去30年の森林被覆や森林タイプ（密林、中密林、疎林、低木林）の構成の変化にかかる傾向を整理する。
 - (キ) トリプラ州の開発計画、森林セクターの関連政策や法制度、関連機関（州政府及び研究機関）の情報収集及び整理を行う。
- (2) 第一次現地調査中に現地再委託を通じて実施する現地調査の指示書を作成し、JICA にコメントを依頼する。コメントがあった場合は、指示書に反映する。
- (3) インセプション・レポートの作成
- (1) (ア)～(キ)を踏まえ、インセプション・レポートを作成する。ドラフト段階で JICA に提出し、JICA からのコメントを反映させた最終版を提出する。現地調査前には、最終化したインセプション・レポートに基づき、JICA 本部に対し調査方針説明を行う。また、同レポートに基づき、実施機関用のプレゼン資料（英文）（調査の方針、手法、実施計画、便宜供与依頼事項等）を作成する。

第一次現地調査

- (1) インセプション・レポートをもとに JICA インド事務所に対して調査方針説明を行う。加えて、現地調査の冒頭に、実施機関に対して調査方針を説明し、内容につき協議・確認する。
- (2) 事業背景調査
- (ア) トリプラ州の社会経済及び自然環境の現況に関する情報収集及び本事業

に関連する課題の抽出・分析を行う。情報収集の際は可能な限り男女別、県別の統計データを収集すること。調査対象地域は、フェーズ1の事業対象地域及び非対象地域から選定する。選定にあたり、選定基準、方法、調査対象地域（村）数についてはその根拠と検討結果を英語でまとめ、JICAに事前に説明する。なお、これらの情報収集は現地再委託を想定している。

<社会経済関連>

- ① 社会経済概況（人口、男女比、識字率、学年別・男女別就学率、セクター別・男女別就職率、貧困率、乳幼児死亡率、妊産婦死亡率、指定部族・指定カースト（Scheduled Tribe・Scheduled Caste。以下「ST/SC」という。）の占める割合、人間開発指数、生計手段、産業別GSDP、輸出入量・額、国内外からの観光客数、労働人口、出稼ぎ及びその詳細、金融サービス及び社会サービスへのアクセス状況等）
- ② 周辺州及び周辺国へのアクセス状況、物流状況、南アジアとの連結性の観点からのインフラ開発を含む投資見込み
- ③ 森林利用及び林業、木材需要の状況（州内の木材市場規模及び需給状況、ゴムの木栽培状況、アグロフォレストリー実施状況、主要NTFPの種類、NTFPの市場規模及び需給状況、バリューチェーン、関連企業の動向、薪の使用世帯数及び使用量、家畜飼料の年間消費量、薪炭の代替燃料、これらの価格等）
- ④ インフラ整備及び利用状況（道路、電気、ガス、灯油、水資源、改良かまど、通信インフラ（インターネット及びモバイル通信）等）
- ⑤ 土地所有・利用状況（所有面積別人口及び他州との比較、土地所有者の男女比、森林地への侵入（Encroachment）状況等）
- ⑥ ジェンダー主流化（ジェンダー政策、ジェンダー開発指数、ジェンダーギャップ指数、意思決定プロセス、事業対象地におけるジェンダー関連の取り組み）
- ⑦ ST/SC及び再編成か村（Regrouped Village。以下「RGV」という。）の生活状況（生計手段、生計活動、水や薪の確保手段、電気、ガス、水道、通信等基礎インフラへのアクセス状況等）
- ⑧ NGO、女性 Self Help Group（以下「SHG」という。）及び自然資源（水、森林等）ユーザーグループ、地元の団体の活動状況
- ⑨ 貧困削減及びコミュニティ開発活動（他部局のスキームや他ドナーの事業、CSR活動）
- ⑩ 行政サービス（農村部における行政サービス利用状況）
- ⑪ 金融包摂（フォーマル及びインフォーマルな金融サービス利用状況）

<自然環境関連>

- ① 自然環境基礎情報（地形、地質、植生、気候、降雨量等、第三紀層露岩地帯分布の特定）
- ② 森林の法的区分及び森林植生分類（主要樹種、外来種を含む）
- ③ 森林被覆及び森林の質の現況及び変移（既存データの整理、森林被覆面積の経年変化とその原因、森林資源の過剰採取等による森林被覆率の減少や移動焼畑耕作を含む森林劣化が引き起こされるメカニズムの分析）
- ④ 森林管理（トリプラ州における保留林（Reserved Forests）、保護林（Protected Forests）、未区分林（Unclassed Forest）の管理・利用に関する規定と実態、森林居住者法（Recognition of Forest Rights）の運用を含む実態、成果及び課題、県レベルの森林管理計画（Working Plan）及び村レベルの森林管理計画（Micro Plan）の運用及び更新状況、道路建設や農地開発に伴う森林伐採量・面積、樹種別の森林面積と年成長量、森林蓄積、植栽木の活着率及び植林方法、森林管理状況（住民と行政の共同森林管理（Joint Forest Management。以下「JFM」という。）及び森林局による直営管理、JFMによる植林樹種と樹種別植栽面積、本数、種苗選定及び供給体制、苗畑技術、NTFP 対象樹種の人工造林）、地理情報システム（GIS）及び森林経営情報システム（MIS）技術を活用したモニタリング状況、植栽後の住民による維持管理のインセンティブ、林産物便益の配分方法及び住民による林産物の利用や販売収入等の状況、森林地外における植林活動の現状と課題）
- ⑤ 生物多様性・生態系保全（生物多様性のベースラインデータ収集、特に国立公園や自然・野生動物保護区毎における野生動植物の生息・生育状況及び生息・生育する希少種・絶滅危惧種・固有種の種類及び数、地域住民の現状の関わり方）
- ⑥ 気候変動影響（温暖化による植生変化や、植生変化による野生動植物（特に希少種や絶滅危惧種）の減少の有無等）
- ⑦ 自然災害の発生・被害状況（山火事や地滑り、洪水にかかる防災・減災対策の詳細と所掌する官庁とデマケーション、山火事の原因別発生件数、焼失面積、予防策・消火対策、種類別の自然災害発生件数及び被害状況（人命、財産、発電、道路等の公共インフラへの影響）、森林被覆への影響等）
- ⑧ 移動焼畑耕作の状況（従事者数の推移、面積の推移、休閑地面積の推移、移動焼畑耕作を実施していた森林地、サイクル年数の推移、栽培作物、収穫量の推移及びその要因、現状の生計手段、元移動焼畑従事

者の生計手段及び収入の変化等。これらは可能な限りレンジ別で入手すること)

⑨ 土壌侵食及びダムや河川への土砂流入（移動焼畑が実施されている森林地周辺及び植林が実施された森林地における土壌侵食状況、河床位の上昇及びこれに伴う河川氾濫の発生状況、航行や農業用水の取水への影響、湖沼の縮小又は乾燥化、チェックダム、土堰堤、利水ダムにおける堆砂状況を含む）

⑩ 水資源（トリプラ州における代表流域の日雨量・水位・流量年表、河状係数、流域面積、流域内の人口、土地利用区分ごとの面積割合、流域内の森林におけるタイプ（密林、中密林、疎林、低木林）別の面積割合、河川水・地下水の利用状況、地下水位の経年変化、水質状況、水資源をめぐる課題を含む。なお、これら調査項目への移動焼畑耕作又は植林が及ぼす影響についても考察すること。）

(イ) 上記現地調査に基づき、移動焼畑耕作、森林劣化、水源涵養機能の低下の因果関係を定量的に説明する。また、移動焼畑耕作から定住型農業への移行による生産作物の市場への供給状況、生活環境の変化、伝統や習慣への影響を含む地元住民（元移動焼畑従事者を含む）への影響についても分析をする。

(3) 生活実態調査（サンプルベース）

トリプラ州において、森林生態系に依存しているコミュニティの生活実態調査を林業区（Division）を調査単位としてサンプルベースで実施し、森林生態系への依存度や、生計手段、コミュニティの構造等を把握する。サンプルの選定方法として、流域、植生、気候、森林減少・劣化、移動焼畑耕作従事者であるか否か、ST/SC 等社会集団、社会経済状況等に着目して、マトリクスを作り、サンプリング方法を検討し、最適なサンプル数を検討する。サンプリング方法やサンプル数、調査方針、調査手法、調査期間等については英語でまとめ、JICA 及び実施機関の確認を得ること。

フィールドでの調査時には、男女別にグループ・インタビューを行う等ジェンダーに配慮しつつ、対象地域における森林依存の現状と、移動焼畑耕作を含む森林劣化の発生メカニズムを調査・分析し、改善に向けた具体的かつ効果的な介入の提案を行うこと。なお、本生活実態調査はコンサルタントによる調査計画策定後、現地再委託による実施を想定している。

(4) 安全管理対策調査

本安全管理対策調査は調査単位を県とし、コンサルタントによる調査計画策

定後、現地再委託による実施を想定している。調査対象地域は、本事業対象地域として想定されている地域が望ましいが、事業対象地域が未選定である段階においては、実施機関と調整をする。また、治安状況を検討するにあたり、地域を選定する。対象地域数については、治安状況を分析するに適切な規模を提案すること。調査対象地域の選定及び地域数については英語でまとめ、事前に JICA に説明をし、確認を得ること。

- (ア) トリプラ州の近年の治安状況、殺人、誘拐、恐喝等の事件毎の件数の推移、被害者及び加害者の分類（民間人、役人、援助機関関係者等）、事件発生現場をレンジ毎にプロットする。事件発生現場に関し、森林地周辺の場合は可能な限り詳細を把握する。
- (イ) トリプラ州内で活動する反政府組織、部族組織等の活動拠点、活動状況、政府との関係性等を整理する。
- (ウ) 近隣州で活動する独立派グループの活動及び傾向、その影響について整理する。
- (エ) トリプラ州政府と協議し安全管理情報を収集する。また、トリプラ州政府の緊急事態時の対応にかかる（治安の悪化、災害、事故等）意思決定プロセス、連絡体制、緊急搬送体制、州内の医療体制等にかかる情報を整理する。
- (オ) トリプラ州政府、他ドナー及び NGO が取っている治安対策に関する情報を整理する。
- (カ) (ア) ~ (オ) を踏まえて、事業従事者及び JICA 関係者がトリプラ州内で取るべき安全対策について提案する。

(5) 既存の取り組みの成果、インパクト評価及び教訓分析

- (ア) フェーズ 1 に関連する各種データ及び現地踏査にて以下の項目を含む事業成果及び住民へのインパクト、持続性を分析し、教訓の抽出を行う。
 - ① フェーズ 1 の事業対象地域と事業対象地域外の森林被覆率、活着率の比較分析
 - ② フェーズ 1 の事業対象地域における移動焼畑面積及び移動焼畑従事者の推移、フェーズ 1 を通じて移動焼畑耕作を止めた住民の生計手段及び収入の推移
 - ③ フェーズ 1 の事業対象地域とそれ以外の地域の貧困率の比較
 - ④ フェーズ 1 で設置されたエコツーリズム施設、設立された NTFP センター、コミュニティ共同施設（mini-CCFC を含む）、Crafts & More の設立及び設置後の活動状況、収支を含む運営管理状況
 - ⑤ JFMC（Joint Forest Management Committee）、SHG、RGV の活動

状況、収支を含む運営状況

- ⑥ 水土保持活動を通じて設置された堰堤の設置箇所及びその維持管理状況、構造物の選定プロセス等
 - ⑦ マイクロプラン作成のプロセス（住民の男女別参加状況、意思決定プロセスを含む）、更新状況等
 - ⑧ コントラクターの調達監理、実施機関が直営で実施する活動、活動のモニタリング体制を分析の上、本事業における実施機関の実施能力及び実施体制（モニタリング体制含）強化の必要性、事業遅延リスクの特定及び回避方法の検討
 - ⑨ 他部局との連携体制、理事会（Governing Body）の機能、財務局からの予算配賦状況、事業実施初期段階における活動進捗の遅延要因の分析、フェーズ1の成功事例及び画期的取り組み
- (イ) KfW の支援事業である実施中及び後続案件として検討中の「Indo-German Development Cooperation Project」の詳細な事業計画（事業の背景及び必要性、事業スコープ、事業実施地区の選定規準・方法、実施体制、実施方法、事業効果の指標及び測定方法等）を確認する。特に本事業で提案されているスコープ及び対象地域と重複する内容については、どのような根拠に基づいて活動が設計されたか、その経緯も確認した上で、本事業で同様の取り組みを支援する必要性と妥当性、及び連携の可能性はあるかを確認すること。
- (ウ) 実施機関が実施した/している政府系スキーム及び他ドナーによる支援事業の情報収集（事業目的や概要、規模、実施体制等）、報告書の分析（成果や課題分析）を行い、本事業に活用可能な教訓や提案事項を整理する。なお、他ドナー支援事業との棲み分け（対象地域及び事業内容）の確認もしくは連携の可能性を検討すること。
- (エ) DPR で提案されている活動につき、事業目的への貢献、実施機関のマネジメントやこれまでの取り組み及び成果を確認し、実現可能性を検証する。
- (6) 上記作業及び調査で得られた情報及び分析結果に基づき、事業背景をレビューし、以下の点につき改めて整理を行う。
- (ア) インド森林セクターの現況及び課題
 - (イ) トリプラ州当該セクターの現況、本事業で取り組む課題の整理及び設定（本事業で取り組むべき森林減少及び劣化要因の特定を含む）
 - (ウ) インド及びトリプラ州当該セクターの開発政策及び本事業の位置づけ
 - (エ) 森林保全と流域管理の位置付け、本事業の目的、必要性及び妥当性
 - (オ) フェーズ1との関係（相違点と整合性）

(7) DPR のレビュー及び事業計画構成のレビュー

- (ア) 上記作業及び調査で得られた情報に基づき、DPR のレビューを行う。特に各コンポーネントにおける課題、必要性・妥当性、優先順位及び相互の関連性を確認し、その上で主要コンポーネントのアウトプット・アウトカムを体系的に整理すること。
- (イ) 事業目的及び実施機関のリソース・経験に基づき、実現可能な本事業のストラクチャー（主要コンポーネントの本事業における比重）の検討及び提案を行う。
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）を踏まえて、実施機関と協議をした上でログ・フレームを作成する。

(8) 事業対象地域の選定

実施機関が提案する事業対象地域の選定方法プロセス、選定クライテリア、選定方法及び規模の妥当性を検討し、公平性及び透明性を担保できる最適な定量的選定基準を実施機関及び JICA に提案する。検討の際には、活動対象の単位を流域とすることを前提とする。フェーズ 1 の事業対象地域を本事業に含める場合、フェーズ 1 の成果、本事業で再度事業対象とする理由等を明確にする。また、他ドナー及び他スキームによる事業の対象地域・村落との重複には十分に配慮する。加えて、安全管理対策調査結果を踏まえて、治安・安全面上懸念が示される地域については JICA と十分に協議をした上で事業対象とするか否かを検討する。

以上を踏まえ、事業対象地域の優先順位付けを行うこと。その上で、事業対象地域としての妥当性の高い地域について実施機関と協議の上、事業対象地域として提案する。

また、(2) (ア) を踏まえて、流域ごとに水土保持を目的とした森林造成の費用対効果の観点も踏まえて、事業対象地域としての優先度を検討する。

(9) 実施機関の実施能力の検証

実施機関の所掌業務や組織構造、人員体制、財政・予算状況、資金フロー、技術能力等に関する情報を整理し、実施能力及び財務能力について分析を行う。

(10) 環境・森林・気候変動省への報告

第一次国内作業及び第一次現地調査結果を環境・森林・気候変動省へ報告をする。報告内容については、事前に JICA 及び実施機関と協議の上確定する。

第二次国内作業

(1) インテリム・レポートの提出

第一次国内作業及び現地調査の結果に基づき、既存の取り組みの成果、インパクト評価及び教訓分析、事業背景、DPR のレビュー、ログ・フレーム案を含む事業計画構成のレビュー結果につき、インテリム・レポートを作成する。インテリム・レポート案作成後、JICA 及び実施機関からコメントを受けること。これらのコメントを反映させたものを最終確認として提出する。

(2) 本部への第二次現地調査対処方針

報告書に取り纏められた調査結果及び第二次現地調査の業務計画を簡潔に取り纏め、JICA 本部に対して調査方針説明を行う。加えて、実施機関用に調査方針の説明資料（英文）を作成し、現地調査の冒頭説明に備える。

第二次現地調査

(1) インド事務所及び実施機関への第二次現地調査対処方針説明

第二次国内作業（2）第二次現地調査対処方針で報告した内容及びその際に寄せられたコメントを踏まえ、JICA インド事務所及び実施機関に対して調査方針説明を行う。

(2) 他事業との連携模索

開発効果の増大を目的として、トリプラ州で実施中である、もしくは今後実施予定の他ドナーによる事業、もしくは他部局により実施されているスキームとの連携を検討する。具体的には、活動詳細、意思決定プロセスを含む連携体制、予算割り当て、実施体制等を含む計画を検討する。

(3) 事業計画の詳細化

第一次現地調査において実施機関と協議した結果を踏まえて提案した事業対象地域を踏まえて、事業計画の詳細化を行う。具体的には以下のとおり。

(ア) 森林生態系保全活動：

DPR で提案されている活動について精査を行い、活動の詳細化を行う。また、現場のニーズに応じて他の活動の提案も行う。

- ① 活動内容及び種苗の選定方法・供給体制等
- ② 活動規模（植林予定面積、樹種、植栽本数、苗木生産施設等の数・規模、土壌侵食防止施設及び水制施設の数と規模、集水施設数・規模等）
- ③ 活動実施体制
- ④ 活動実施方法及び調達方法

- ⑤ 活動実施地域
- ⑥ 各ステークホルダーの役割及び相互の関連性
- ⑦ 維持管理体制（予算含む）
- ⑧ モニタリング（項目、体制、スケジュール等。REDD+のMRVに応用可能な体制構築、GIS/MISの積極的な活用を提案する。）

(イ) 水土保全活動：

DPRで提案されている活動及び実施機関が実施予定の事前情報収集結果について精査を行い活動の詳細化を行う。また、現場のニーズに応じて他の活動の提案も行う。

- ① 活動実施地域の選定（事業対象地域に含まれる流域の中から、代表的な流域を選定し、溪床勾配変化等を考慮した十分な技術的根拠に基づき、かつ、実施機関の技術能力等も踏まえた詳細計画を策定する。本調査で詳細計画を策定しなかった流域については、事業実施段階で実施機関が策定できるよう、詳細計画策定の枠組みを提案する。）
- ② 活動内容の精査及び絞込み
- ③ 活動規模（活動面積、対象地数、関連施設建設数、設置箇所等）
- ④ 活動実施体制
- ⑤ 活動実施方法及び調達方法
- ⑥ 各ステークホルダーの役割及び相互の関連性
- ⑦ 維持管理体制（予算含む）
- ⑧ モニタリング（項目、体制、スケジュール）

(ウ) 代替生計手段創出活動

DPRで提案されている活動について精査を行い、活動の詳細化を行う。また、現場のニーズに応じて他の活動の提案も行う。

- ① 活動内容の精査及び絞込み（DPRで提案されているエコツーリズムについては、社会経済及び自然環境関連調査結果、フェーズ1の教訓、JICA森林事業以外の他州の成功事例等も参考にしつつ、活動自体の必要性を検討する。また、長期的な視点からの需要予測も行うこと。アグロフォレストリーについては、フェーズ1で構築されたモデルの妥当性及び移動焼畑耕作に代わる生計手段として十分な収入源となっているか、アグロフォレストリー導入のインセンティブ、持続性等について十分に分析をし、本事業で継続的に同モデルを導入するかを検討する。加えて、資金（活動のシードマネー等）提供を提案する場合はJICAに事前に相談し、案件監理可能な体制・規模であることを確認する。）
- ② 活動規模（対象世帯・グループ数、建造物数、活動資金等）

- ③ 活動実施及び実施支援体制
- ④ 活動実施地域
- ⑤ 各ステークホルダーの役割及び相互の関連性
- ⑥ 本コンポーネントを通じて生産される NTFP や制作される手工芸品の州内外のマーケティング状況、バリューチェーンの状況、課題等の整理及びそれに基づく詳細活動の提案
- ⑦ マイクロ・ファイナンス、金融包摂の必要性、持続性、森林保全事業の一環として実施する際の効果の検証及びその実施運営体制等について
- ⑧ 事業完了後の維持管理体制（予算含む）
- ⑨ 他ドナーや他関連機関スキームとの連携

(エ) 実施体制強化活動

DPR で提案されている活動について精査を行い、活動の詳細化を行う。また、現場のニーズに応じて他の活動の提案も行う。

- ① 活動内容の精査及び絞込み
- ② 活動規模（活動支援人員数等）
- ③ 活動実施体制
- ④ 資機材・施工業者の調達方法
- ⑤ 維持管理体制（人員及び予算含）
- ⑥ 他ドナー支援事業で構築されたシステム及び本事業で構築するシステムの相互関連性
- ⑦ モニタリング（項目、体制、スケジュール）

(4) 事業実施体制及びモニタリング体制

インドで実施されている森林セクター事業の実施体制を参考にしつつ、事業スコープに基づいて、事業計画書で提案されている体制のレビューを含め本事業の実施体制の在り方について検討し、実施体制の強化に向けた補強案等（事業実施支援要員、特定分野専門家等の活用、各機関の役割、責任の明確化）を含めた最適な実施体制を提案すること。

同様に当該セクター類似事業のモニタリング体制を参考にしつつ、フィールドレベル、県レベル、地方レベル、州レベルでのモニタリング体制についても検討し、モニタリング体制の強化に向けた補強案等（能力強化研修等）を含めた最適なモニタリング体制を提案すること。その際、併せてモニタリング計画も作成すること。

(5) 事業実施スケジュールの作成

事業計画書で提案されている実施スケジュールをレビューしつつ、コンポーネント毎の事業実施スケジュールをバーチャートで作成すること（詳細設計、入札書類作成、事前資格審査（Prequalification。以下「PQ」という。）、PQ評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間や、コンサルタントの選定手続き等の時期・期間がわかるようにすること）。その際、同州の雨季による活動の可否、農耕時期、祝日、選挙期間、州の予算、現地実施機関及び地元施工業者の能力等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定すること。

（6） 調達計画

事業の実施に必要なとなる資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月版）」等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、調達計画を作成すること。その際、以下の項目について確認すること。

（ア） 国内競争入札（Local Competitive Bidding : LCB）

基本的にはLCBでの調達になると想定されるが、LCBの場合は上記の円借款に関する調達ガイドラインが適用されない。コンサルタントや外部人材、現地施工業者の雇用方法等を含め事業コンポーネントの内容に応じて、トリプラ州の調達規則にあたる関連法令の有無を確認し、該当がある場合には関連文書入手し、それらに基づいた調達方法が計画されているか確認を行うこと。

（イ） 土木工事の施工業者選定に関しては、以下の項目について確認すること。

- ① 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ② パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件の検討

（7） コンサルティング・サービスのTOR案作成

実施機関及び事業実施体制（Project Management Unit。以下「PMU」という。）の能力・体制や事業スコープを踏まえて、事業監理コンサルタントの必要性を検証し、JICA「コンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づいてTOR案を作成すること。

（8） 事業支援要員、特定分野専門家等のTOR案

実施機関及びPMUの能力・体制や事業スコープを踏まえて、ジェンダーバランスや指定部族の特性等に配慮し、実施支援を行う支援要員及び特定分野専門家等の数、業務内容、要員数、必要人月等を検討し、TOR案を作成すること。その際、優秀な人材が調達されるよう、PQ要件等の検討を他の森林セクター事

業を参考に検討すること。またこれらの支援要員及び専門家等による現場レベルの事業モニタリング案も併せて検討すること。

(9) 評価コンサルタントにかかる TOR 案作成

事業実施段階において、事業監理を行うコンサルタントとは別に評価コンサルタントを備え、本事業の事業効果の評価を第三者的な視点から実施するため、評価コンサルタントの TOR 案を作成すること。その際、ベースライン調査、ミッドライン調査、エンドライン調査の三回にわたり調査を実施するために必要な要員数と人月及び調査内容概要を検討すること。これらの調査対象については、その根拠と妥当性を提示すること。

(10) 運営・維持管理体制

コンポーネント/サブコンポーネントごとに最適な運営・維持管理体制の提案や維持管理に必要な経費の算出等を行う。その際、フェーズ1やインパクト評価調査、Annual Workshop 等でなされた提言を参考にしつつ、事業完了後も事業効果が持続する運営・維持管理体制を具体的に提案し、その実現に向けて実施機関へ働きかけること。

(11) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)」(以下「JICA 環境ガイドライン」という。)が適用される。融資承諾前に事業対象地域が確定せず、サブプロジェクトが特定できないため、本事業は「カテゴリ FI」に分類されている。JICA 環境ガイドラインの内容を踏まえ、以下(ア)のとおり環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成及び実施機関の環境社会配慮能力確認を行い、また、以下(イ)～(エ)のとおり、適切な環境影響評価フレームワーク案、住民移転計画フレームワーク案及び先住民族計画フレームワーク案作成を支援する。

なお、(ア)～(エ)の調査結果のとりまとめについては、それぞれ独立した文書とせず統合した文書とすることも可とする(ただし、実施段階の運用が容易であるかを考慮の上、適切な文書構成となるように判断のこと)。

(ア) 実施機関の環境社会配慮能力確認

- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きをレビューしつつ、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。
- ② 環境社会配慮に係る主な調査項目は以下のとおり。

- a) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - b) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - イ) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ロ) JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との整合性
 - ハ) 関係機関の役割
 - ③ 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確化する）
 - ④ 実施機関の環境社会配慮能力（Environmental and Social Management System。以下「ESMS」という。）に係る調査実施、強化策の提案（実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制（JICA への報告体制含む）、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成）
- (イ) 環境評価フレームワーク案の作成
- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、環境評価フレームワーク案を作成する。環境評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。
 - a) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトが融資承諾前に特定できない理由
 - b) 環境影響評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性の有無
 - c) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
 - d) 環境影響評価とサブプロジェクトの計画に係るプラン（スクリーニングやカテゴリ分類、環境影響評価と環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む）、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
 - e) 住民協議フレームワーク¹、情報公開方法（サブプロジェクトの EIA の公開方法含む）、異議申立方法

¹女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮した

- f) サブプロジェクトの環境影響評価の準備から承認までの実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
 - g) モニタリング及び報告体制（JICA への報告体制含む）
- (ウ) 住民移転フレームワーク案の作成
- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、住民移転フレームワーク案の作成を行う。なお、現時点では非自発的住民移転はなく、用地取得の可能性は皆無ではないものの発生する場合は極めて小規模であると想定されているが、現地にて想定されるサブプロジェクトの内容をよく確認し、住民移転フレームワーク案の必要性を確認の上、住民移転フレームワーク案の作成に着手すること。
 - ② 住民移転フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。
 - a) 事業目的及び非自発的住民移転・用地取得の必要性
 - b) 住民移転計画を融資承諾前に作成できない理由
 - c) 住民移転計画の作成、承認プロセス
 - d) 住民移転の想定数(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)
 - e) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - f) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
 - g) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - h) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
 - i) 住民移転に責任を有する機関(相手国政府、金融仲介者、エンドユーザー等)の特定及びその責務
 - j) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - k) 費用と財源
 - l) 実施機関によるモニタリング体制(必須)、独立機関によるモニタリング体制（必要に応じて）（JICA への報告体制含む）
 - m) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加¹を確保するための戦略
- (エ) 先住民族フレームワーク案の作成
- ① JICA 環境ガイドラインに基づき、先住民族計画フレームワーク案の作成を行う。本事業は、先住民族が多く居住する地域を対象としている

ステークホルダー協議が行われるよう支援する。

ため、先住民族フレームワーク案の作成は必須と想定しているが、現地にて先住民族フレームワーク案の必要性を確認の上、先住民族フレームワーク案の作成に着手すること。なお、作成を行う際、「先住民族 (Indigenous People)」という表現はインド国内においては非常にセンシティブなイシューでありインド側との関係においては一切使用せず、指定部族 (Scheduled Tribe) という表現を用いること。

- ② 先住民族計画フレームワーク案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.10 Annex C に記載ある、以下の内容が含まれる必要がある。
- a) プロジェクトの下で支援が想定されるプログラム及びサブプロジェクトの種類
 - b) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
 - c) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトについて社会アセスメント (OP4.10 Annex A を参照) を行う計画
 - d) プロジェクト形成及び実施の各段階で行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上での協議を確保するための枠組み¹ (OP4.10 の第 10 項を参照)
 - e) プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め (必要に応じて、キャパシティ・ビルディングなど)
 - f) 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の取り決め (JICA への報告体制含む)
 - g) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め

(12) 事業費積算

これまでの調査結果に基づき、事業費積算を行う。積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、積算時には、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として JICA へ提出すること。

(ア) 事業費項目

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション (コンポーネント毎)
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ コンサルティング・サービス (プライスエスカレーションと予備費を

含む)

- ⑤ 建中金利
- ⑥ フロント・エンド・フィー
- ⑦ その他（融資非適格項目）
 - a) 用地補償費
 - b) 関税・税金
 - c) 事業実施者の一般管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

(イ) 事業費の算出様式及び準拠ガイドライン

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。また積算に当たっては、「協力準備調査マニュアル 設計・積算マニュアル (2009 年 3 月版 (試行版))」を参照すること。

(ウ) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査マニュアル 設計・積算マニュアル」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。適用レート等の積算にあたっての条件については、JICA と協議する。

(13) 気候変動対策の適応策・緩和策の検討

本事業は将来の気候変動を評価・考慮する場合、気候変動による影響への対応につながる気候変動対策 (緩和策及び適応策) を副次目的とする事業と位置づけられる可能性がある。そのため、下記 JICA ホームページ内にある JICA 気候変動対策支援ツールを活用し、気候変動影響に係るリスク評価と特定されたリスクが本事業によって緩和されるかどうかの分析を行い、緩和策・適応策となる可能性について検討をすること。(例: 造林活動による温室効果ガスの吸収を通じた気候変動緩和、自然災害防止、生物多様性の保全、水資源の安定的確保、食料・資材供給等の生態系機能・サービスの維持)

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

(14) 事業効果

(ア) 定量的効果

① 運用・効果指標の設定：

事業スコープを踏まえ、運用・効果指標を設定の上、基準値及び目標値を設定すること。運用・効果指標においては、アウトカムを測定する工夫、データ入手方法を検討し、モニタリング計画に反映すること。

② 経済的内部収益率（EIRR）及び二酸化炭素固定量試算

(イ) 定性的効果

事業目的及びスコープを踏まえ、定性的効果を測る指標を提案し、その妥当性を検討すること。

(15) 審査資料作成支援

円借款審査、実施監理、事業完成までのプロジェクト・サイクルで使用されるプロジェクト進捗報告書（Project Status Report: PSR）、事業の詳細内容を記した詳細事業計画（Detailed Scope of Work）等、円借款審査時に必要な資料の作成をJICAの指示に基づき行い、第二次現地調査終了時に提出する。その後、JICAからのコメントを受けて、必要に応じて加筆修正を行うこと。

(16) リスク管理

フェーズ1や他のインド森林セクターにおけるJICA支援事業の課題分析の結果も踏まえて本事業実施におけるリスクを分析し、JICAが提供するリスク管理シートを用いて整理し、対応策を検討すること。

(17) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

現地調査結果を踏まえ、必要な分析作業を行い、調査結果の全体を取りまとめたドラフト・ファイナル・レポートを作成する。ドラフト・ファイナル・レポートはインド国側に提示する1週間以上前にJICAに提出し、内容について協議・確認を行う。ドラフト・ファイナル・レポートを実施機関に説明し、内容につき協議を行った上で、合意形成を図る。

第三次国内作業

ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートの協議結果、内容についてインド国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討し、JICAとも協議の上、必要に応じ修正を加え、ファイナル・レポートとして最終化する。

7. 成果品等

(1) 調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。な

お、本契約における成果品は「ファイナル・レポート」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について、了承を取るものとする。なお、インテリム、ドラフト・ファイナル、ファイナル・レポートについては、提出期限の 2 週間前に JICA にドラフト版を事前提出をすること。

(ア) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出期限：契約開始後 10 日以内

提出部数：和文 3 部（簡易製本）

(イ) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容、事業背景情報等

提出時期：調査開始後 1 か月以内

提出部数：英文 4 部（簡易製本）

(ウ) インテリム・レポート (IT/R)

記載事項：事業の必要性、妥当性、対森林セクター及び関連セクターにおける事業の位置づけ、対象地域の社会経済・自然環境の概況、安全管理対策調査結果、課題分析、事業アウトライン、ログ・フレーム案、DPR レビュー分析結果等

提出時期：調査開始後 6 か月半以内

提出部数：英文 4 部（簡易製本）

(エ) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：調査開始後 9 か月半以内

提出部数：英文 4 部（簡易製本）

(オ) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体成果（要約及び実施計画書、Time bound Action Plan 等含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するインド側コメント提出から 1 か月以内

提出部数：英文 4 部（製本）、英文要約 3 部（簡易製本）、アドバンス版 1 部、CD-R 4 部

(カ) デジタル画像集

調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）付すこと。

(2) 報告書の作成・印刷仕様

- (ア) 準備調査報告書以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- (イ) 準備調査報告書の印刷仕様及び電子化ファイルの作成しようは「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

(3) 収集資料

現地業務時に収集した資料及びデータは分野別・項目別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

(4) 調査業務報告書

JICA 規定による調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA 南アジア部に提出する。調査業務日誌には、調査の実施にあたっての懸念事項、特筆すべき事項、進捗状況等を含めること。

(5) 報告書作成にあたる留意点

- (ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。加えて、多くの情報収集及び分析が必要になるが、コンサルタント内でまず十分に論点の整理及び十分な分析を行った上で、記載すること。
- (イ) 英文についてネイティブ・スピーカーによるチェックを必ず十分に行い、読みやすいものとする。
- (ウ) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- (エ) JICA 環境ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本調査は2017年9月中旬に開始し、最終的に調査結果及び提言の取りまとめたファイナル・レポートを2018年8月中旬に提出する。なお、作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

Time Item	FY2017				FY2018							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
報告書作成 IC/R 提出	■											
第一次現地 調査			■	■	■	■						
報告書準備 IT/R 提出						■						
第二次現地 調査							■	■	■	■	■	■
報告書準備 DF/R 提出										■		
報告書準備 F/R 提出											■	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途： 全体で約37M/M程度

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、必要に応じて積算は現地リソースを活用すること。

- (ア) 総括／水土保全・流域管理（2号）
- (イ) 森林管理・生物多様性保全・エコツーリズム（3号）
- (ウ) 農業・園芸栽培促進（3号）
- (エ) GIS
- (オ) 住民組織／コミュニティ開発／ジェンダー
- (カ) 農村地域におけるビジネス振興／生計向上活動

(キ) 積算

(ク) 環境社会配慮

3. 相手国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICA 南アジア部から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地 JICA 事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. カウンターパート

実施機関職員が本業務のカウンターパートとして配置される予定。

5. 現地再委託

業務実施上の必要に応じ現地にて当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して行うことを可とする。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2014年4月）」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に JICA の承認を得るものとする。そのため、委託先候補となる現地業者（2社程度）の情報を契約締結前に JICA に共有を行うこととする。また委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。現在想定している現地再委託による調査は、①自然環境関連及び社会経済関連にかかる情報収集調査、②生活実態調査、③安全管理対策調査であり、これらについては別見積りとする。

6. 貸与及び閲覧資料

配布資料：

- (1) 実施機関から提供された DPR（貸与）（連絡先：03-5226-8621）
- (2) 「インド国 森林セクター基礎情報収集・確認調査」ファイナル・レポート (http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12040200.pdf)
- (3) 円借款事業「トリプラ州森林環境改善・貧困削減事業」に関連する報告書（貸与）
- (4) 「インド国北東州農業セクターに関する情報収集・確認調査」ファイナルレポート (http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12232237.pdf)
- (5) 平成 26 年度国別ジェンダー情報整備調査（ジェンダー分析）ジェンダープロファイル報告書
(<http://qwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a9>)

7. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

8. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。(2017年6月現在、外務省安全情報によると、トリプラ州は「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」とされている。)

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

(1) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。

(2) 上記(1)と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は JICA の指示に従うこと。

(3) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話(スマートフォン)に加え、無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

(4) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。

(5) 現地での調査実施に当たっては JICA インド事務所、在インド日本大使館(必要に応じて各地域領事館)と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、地方部において現地調査を実施する場合は、調査実施の2

週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。

(6) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

9. インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、JICA 担当部署と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

(1) 国連地図⁴を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン⁵を参照)。

(ア) データの参照元が国連である

(イ) 当該加工は JICA によるものである、

(ウ) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない⁶

(2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土であることを示さない((1)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

(3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(2) 同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

⁴<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

⁵<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

⁶記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA”

10. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

11. 複数年度契約

本業務については複数年度契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内業務を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

